

一般社団法人静岡県バスケットボール協会

定 款 (案)

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人静岡県バスケットボール協会（略称を SBBA）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を静岡市清水区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）に加盟し、静岡県におけるバスケットボール競技界を統轄し、代表する団体としてバスケットボールの普及及び振興を図り、もってバスケットボールを通じて、県民の心身の健全な発展に寄与し、また豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バスケットボールの普及・振興のための事業
- (2) バスケットボールの競技力向上のための事業
- (3) バスケットボールに関する技術の調査研究
- (4) バスケットボール指導者・審判員の育成と養成
- (5) バスケットボールに関する大会及び競技会の開催、各種大会・競技会の統括
- (6) バスケットボールに関する記録の編集及び情報の収集と提供
- (7) バスケットボールに関する功労者・優秀選手等の表彰
- (8) JBAとの連携及びJBA事業の推進
- (9) 公益財団法人静岡県体育協会との相互連携
- (10) JBA及び当法人の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者の登録に関する事業
- (11) 各種スポーツイベントの企画、立案、製作、運営
- (12) スポーツ施設の経営
- (13) 前号に関する指導教室の経営
- (14) 前各号に関連するスポーツ用品、日用雑貨品、書籍及びテキスト等の製作・販売
- (15) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
 - (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会の決議を得たもの
- 2 この法人に代議員を置き、代議員をもって一般財団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。代議員の定数は一般社団法人静岡県バスケットボール協会規約・規定をもって定める。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。ただし理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 代議員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
ただし、代議員が社員総会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を一人又は二人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事、監事はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての代議員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。なお、名誉会員は経費を納めることを要しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を出すことにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは総会の決議によって当該会員を除名することができる

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 総会

（構成）

第12条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回6月に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず総代議員の5分の1以上の議決権を有する代議員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。会長はその請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会長は総会の日の1週間前までに、代議員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

(決 議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は代議員として決議に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任すること

とする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した代議員のうち指名された議事録署名人2名が記名押印の上これを保存する。

第5章 役員

(役員の設定及び定数)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

(役員を選任)

第21条 理事は、正会員代表者若しくはこれに準ずる者又はこの法人の事務処理について経験及び知見を有する者の中から、総会の決議により選任する。

- 2 監事は、総会の決議によって選任する。
- 3 この法人に次の役職を置き、理事会の決議により、理事の中から選定及び解職する。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名以上4名以内
 - (3) 専務理事 1名
- 4 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法91条1項2号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 会長・専務理事は3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第20条で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、法人法第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 副会長が会長と同様の事態となった場合には、専務理事が招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、法人法第91条第2項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長、副会長および監事が記名押印の上これを保存する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに専務理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、専務理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の不分配)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 基金

(基金の拠出)

第38条 この法人は、会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱)

第39条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第40条 この法人は、第44条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還できるものとする。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入れ及び信託にすることはできないものとする。

(基金の返還手続)

第41条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第42条 基金の返還を行うため、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩を行わないものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 名誉役員

(名誉役員)

- 第46条 この法人に名誉役員若干名を置くことができる。
- 2 名誉役員は、この法人の理事又は監事としての地位を有しない。
 - 3 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
 - 4 名誉役員に関する規程は、理事会が定める。

第11章 専門部及び特別委員会

(専門部)

- 第47条 この法人には、業務執行上、理事会の補助機関として専門部を置く。
- 2 専門部の部長、副部長及び委員は、会長が任命する。
 - 3 専門部の名称、目的、職務及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別委員会)

- 第48条 この法人には、事業遂行上、必要に応じ特別委員会を置くことができる。
- 2 特別委員会の委員は、会長が任命又は委嘱する。
 - 3 特別委員会の名称、目的、職務及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 事務局

(事務局)

- 第49条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

- 第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第14章 附 則

(遵守義務)

- 第51条 当法人は静岡県を代表する唯一の団体として、JBA及び東海バスケットボール協会に加盟し、JBAの定款・諸規程及び国際バスケットボール連盟等の諸規程並びにスポーツ仲裁機構等の仲裁関連規則のほか、前記団体の指示・指令・命令・決定・裁定を遵守する。

(チーム加盟・競技者登録)

第52条 この法人及びJBAの実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者については、この法人及びJBAにチーム加盟並びに競技者登録を必要とする。

(細則)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(最初の事業年度)

第54条 この法人の設立当初の事業年度は、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第55条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	鈴木勝・稲垣〆夫・笠井弘昭・土屋哲平・殿岡裕規 長谷川泰一・寺崎俊恵・玉木言明・高橋等・青島正和・佐野和好 木宮敬信・原錠一・前原拓章・富田あけみ・溝口重行・杉山達也 川村修・伊藤忠・中川行臣・澤野豊治・近藤章弘・中島洋己 平野成宜
設立時代表理事	鈴木勝 (静岡県沼津市南本郷町7番20号) 稲垣〆夫 (静岡県磐田市国府台67番地の2) 笠井弘昭 (静岡県静岡市清水区折戸二丁目11番18号)
設立時監事	松村守計・藤村寿一

(設立時社員の氏名、住所)

第56条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所	静岡県沼津市南本郷町7番20号
氏名	鈴木 勝
住所	静岡県三島市(若松町)4638番地の3
氏名	土屋 哲平

(法令の準拠)

第57条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法、その他の法令による。

2017年5月17日 施行

